

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第4回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成28年3月22日（火） 15時00分から 16時00分まで
開 催 場 所	枚方市民会館1階 第4集会室
出 席 者	会長：吉川委員、副会長：下村委員 委員：清水委員、恩地委員、小野委員、北村委員、富田委員 加藤委員
欠 席 者	委 員：鶴島委員、岡委員、藤本委員、津田委員
案 件 名	案件第1号 屋外広告物ガイドラインについて その他
提出された資料等の 名 称	・次第 ・案件第1号 資料1 屋外広告物ガイドラインの作成について 資料2 屋外広告物ガイドライン作成に係るスケジュール(案) ・参考資料 参考1 屋外広告物ガイドラインの構成（他の自治体等との比較） ・その他 平成27年度第3回枚方市景観審議会会議録
決 定 事 項	・ガイドラインは委員の意見をふまえ、事務局で素案作成を進める。 ・次回審議会ではガイドラインを視覚的に示す。 ・次回審議会ではガイドラインの項目についても委員が意見を言えるものとする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表

傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉川会長： お待たせいたしました。定刻に1分ほど時間があるようですが、委員の皆様がお揃いですので、ただいまより、平成27年度第4回枚方市景観審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には年度末の何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「屋外広告物ガイドラインについて」を議論してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

本日の会議録の署名人については、五十音順となりますので、恩地委員と加藤委員にお願いしたいと思います。署名人ですが、これまでは順番の方がご欠席された場合は、以降の回でお引き受けをいただくというようなことをしていますが、何分、会を重ねるごとに、非常に順番が煩雑になってきています。ですので、有無を言わず、そのままの順番で署名をお願いするというにしたいと思います。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、市を代表しまして、戸野谷都市整備部長より、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

戸野谷部長： 委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また平素より、本市行政にご支援とご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

3月に入りまして、上旬は寒暖の差が大きい日もございましたが、ようやく春らしい陽気となり、新年度のスタートまで、残すところも数日となってまいりました。

私ごとで大変恐縮ではございますが、この3月末日で定年退職を向かえることになりました。本審議会では、これまで会長、副会長を始め、各委員の皆様のご理解とご協力により、円滑な審議と進行をしていただきまして、本当にありがとうございました。

さて、本市の屋外広告物条例につきましては、昨年の11月に答申をいただきました。景観計画等に即した屋外広告物の規制誘導をもとに、昨年の12月定例会議会で改正させていただくことができました。

そこで本日の審議会では、残りの課題としておりました、屋外広告物のガイドラインの基本的な考え方につきまして、ご意見を頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

吉川会長： ありがとうございます。
それでは、次に、委員の皆様のお出席状況の報告と資料の確認を、事務局よりお願いいたします。

事務局： 事務局の土井原です。よろしくお願いいたします。
座って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
まず始めに、委員のお出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は12名でございますが、本日は8名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。
したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、鶴島委員、岡委員、津田委員、藤本委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。
次に、本日お配りしております、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。
本日の資料につきましては、まず、議事次第でございます。
案件第1号資料といたしまして、資料1、資料2でございます。
参考資料といたしまして、参考1でございます。
その他といたしまして、平成27年度第3回枚方市景観審議会の会議録となっております。
それ以外に、枚方宿地区まちづくり協定とあります白い冊子が1冊でございます。それと景観形成の手引としております冊子が1冊ということで、冊子は2冊、ご用意させていただいております。
以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。どうでしょうか。
なお、机の上にあります氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会でも使用しますので、お帰りの際は、そのままにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

吉川会長： ただいま事務局より報告がありましたように、本日の審議会は成立しております。
本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、原則公開としております。本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ありませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： 異議なしということですので、本日の審議会は公開とします。
それでは、傍聴人はおられますか。

事務局： 本日は、傍聴を希望される方はおられません。

2 議題

吉川会長： それでは、早速、案件に移りたいと思います。
議事次第にありますように、案件の1番目、「屋外広告物ガイドライン
について」を進めてまいります。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 皆さん、こんにちは。都市整備推進室課長の松下です。
座って、説明させていただきます。
それでは、屋外広告物ガイドラインについて、ご説明させていただきます。
なお、本日の資料につきましては、送付させていただいたものを一部
修正と、新たな資料を追加しておりますことから、お手元の資料により進
めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
前回の審議会では、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した
屋外広告物等の規制及び誘導について答申をいただき、条例による規制
基準を設定しましたので、次のステップとなりますガイドラインについ
て、本日はその骨子をお示しし、委員の皆様からの意見や提案等をいた
だき、具体化を図っていきたいと考えておりますのでよろしく願いいた
します。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

1、ガイドラインの目的としましては、屋外広告物の表示、設置に係る
規制基準（掲出できる区域や大きさの基準）を規定する、屋外広告物条例
とは別に、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観形成の
方針などに沿って、その望ましいあり方を示し、計画、設計を行う際の手
引き書として作成するものでございます。また、本ガイドラインは、今
後、規制基準を見直す際に、必要に応じて編入することも念頭に入れて作
成したいと考えています。

次に、2、ガイドラインの構成としましては、表形式にそれぞれの項目
と内容を簡単にまとめております。

大項目の「はじめに」としましての記載項目は、「目的」「位置づけ」
「活用方法」と考えております。

次の大項目の「全市共通の事項」につきましては、記載項目を「景観と

の調和」「色彩」「統一感の演出」「デザイン性」「わかりやすさ」「安全性」として考えております。

各内容の例としましては、「景観との調和」は、周囲の景観に調和させるもので、幹線道路沿道や商業地、住宅地など、地域地区における町並みとなじませるイメージでございます。「色彩」は、町並みや背景と調和した色彩を基調とすることや、色数を抑えることなどを考えております。次の「統一感の演出」は、複数表示する場合は、位置、大きさ、色彩、形状等を統一することや、1カ所にまとめて表示することなどをイメージしております。次の「デザイン性」は、周囲の雰囲気になじむセンスを生かしたデザインとなるようにすること、また、次の「わかりやすさ」は情報を整理して、メリハリのある表示内容とし、内容は簡潔にすることなどを考えております。次の「安全性」は、北海道の看板落下事故を教訓に、安全性が求められている中、広告物の位置や規模、構造等については、特に専門家に依頼してつくり、定期的に点検することなどを盛り込むことを考えております。

次の大項目「地域別の事項」につきましては、記載項目を「幹線道路沿い」「河川沿い」「東部地域」「枚方宿地区」「駅周辺共通」「住宅地」として考えております。

各内容の例としましては、「幹線道路沿い」は、沿道景観を意識した誘導基準について、「河川沿い」については、自然景観を意識した誘導基準を、また「東部地域」は、自然景観や眺望景観を意識した誘導基準をそれぞれ設定しようと考えております。景観重点区域にある「枚方宿地区」は、今回の条例改正において色彩基準やデジタルサイネージの考え方、また事前協議制などを新たに設定いたしました。その内容も含め広告物の位置、大きさ等は、街道沿いの建物の伝統的意匠等による雰囲気を損ねないよう配慮するなどを明記していこうと考えております。次に、「駅周辺共通」でございますが、主要ターミナルである枚方市駅、樟葉駅は、特に方市都市景観基本計画で都市核景観地域に位置づけられるため、本市の玄関口にふさわしい景観形成に配慮する内容を、また「住宅地」においては、周囲の住環境に配慮して広告物の表示を控えることなどをそれぞれ盛り込みたいと考えております。

次の大項目「広告物種類別の事項」につきましては、記載項目を「屋上広告物」「壁面広告物」「地上広告物」「屋内広告物」「デジタルサイネージ」「車両ラッピング広告」「のぼり」として考えております。

各内容の例としましては、「屋上広告物」は、建物と位置、大きさ、色彩等のバランスを図り、必要な大きさとどめること。また「壁面広告物」は、建物と一体感のあるデザインとすること。「地上広告物」は、周囲の構造物、街路樹から著しく突出しない位置、大きさ、色彩とすること

などをそれぞれ盛り込みたいと考えております。次の「屋内広告物」は、位置、大きさ等は、あらかじめ建物計画と一体的に計画すること、「デジタルサイネージ」は、輝度や点滅について配慮すること。また、「車両ラッピング広告」は、交通安全上支障のないよう文字等表示内容は簡潔にすること、「のぼり」は、必要な期間のみ表示することとし、必要な量にとどめることなどをそれぞれ盛り込みたいと考えております。

なお、各項目の内容につきましては、一部定量的基準を示すものがありますが、主には、定性的な基準の内容を示すものと考えております。

次に、3、今後の進め方としまして、恐れ入りますが、資料2をご覧ください。

屋外広告物ガイドライン作成に係るスケジュールでございますが、本日の審議会で、ガイドラインのあり方、いわゆる骨子について案がまとまりますと、事務局で肉づけを行い、その内容を夏ごろに開催を予定しております、平成28年度第1回審議会で中間報告をさせていただき、平成28年10月の改正条例の全面施行に合わせて、秋ごろに第2回審議会で内容を報告させていただき、ガイドラインの完成を目指したいと考えております。

なお、参考資料といたしまして他の行政機関やまちづくり協議会などで作成されておりますガイドラインについて、簡単にまとめたものをご用意いたしました。

参考資料1をご覧ください。A3の資料でございます。

本市で検討しております内容と比較できるよう表形式にまとめております。着色している列に、先ほどの資料1で見させていただきました、本市の概要案を記載しております。一番左端でございます。その右側に他の自治体等として市を3カ所、県を2カ所、住民団体からなる協議会によるものを1カ所分、記載しております。

取りまとめました項目につきましては、ガイドライン作成の「目的」、ガイドラインの内容としまして「共通の事項」「地域別の事項」「広告物種類別の事項」としてまとめております。

ガイドラインの内容につきましては、ご覧のとおりとなっておりますが、各自治体等のガイドラインの内容は定型と言えるほどのものではなく、例えば、「地域別の事項」については、A市のように景観計画を重視して、景観重点地区を取り上げているところがある一方で、D県のように記載のないところもございます。このようなバリエーションに富んだ状況であります。

先ほどの資料で説明のありました、お手元の枚方宿地区まちづくり協定、冊子でございますが、「枚方宿地区の歴史と文化を生かすまちづくりにむけて」と題した資料をご覧くださいでしょうか。ちょうどその中の

4ページをお開きください。

調和あるまちなみへの指針として、屋外広告物のガイドラインが示されております。ここに記載されております内容も踏まえまして、本市としましては、先行する他自治体のガイドラインや、広域行政でもある大阪府の「ガイドラインに類似するもの」も参考にして作成していきたいと考えております。お手元の資料では、イラストとかをわかりやすく、看板を出される事業者の方が、どういうイメージを持ったら統一感があるとか、どういうものというのをわかりやすい形でまとめていこうと思っています。

イメージとして、今、お手元に、もう一冊お配りしてあります「景観形成の手引」という冊子があるのですが、これは景観計画によって届出においての内容をわかりやすくまとめたものでございます。今回は、これの屋外広告物版を作成していこうというふうに思っております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉川会長： 今日の議論は、これから取りまとめられるガイドラインについて、基本的なスタンスになるところを、ご議論いただきたいという趣旨だというふうに考えております。ただいま説明がありましたが、条例のほうの具体的な内容については、皆さん、よくご存じのところがあるかと思いますが、ガイドラインそのものについては、イメージが、まだはっきりしないところもあると思います。忌憚のないご意見を本日お伺いした上で、先ほど、事務局のほうから説明がありましたように、一度、中間報告という形で、事務局のほうで取りまとめられるガイドラインをご提示いただいて、この場でまた議論をした上で、全面施行の前の9月ぐらいには成案を持ちたいというふうに考えております。ということで、どんな点でも結構でございますので、ご意見、ご質問、あるいはコメント、何でも結構でございますので、頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

はい、それでは富田委員。

富田委員： 事務局から、今、報告がありましたが、非常に、こういうふうに事細かく分けてありましたので、非常にありがたいなと、ぜひとも早急にしたいと思うのですが、そのときに、よくほかの市さんでは、いい例と悪い例というような形でよくありますけど、そういうことも当然、お考えになつていますか。

事務局： はい。その辺はイラストとか写真とかを使いながら、わかりやすく表示していきたいなと思っております。

富田委員： それとも一つ、神戸市さんが、昔つくられていたのですが、良い例は神戸市の、自分らが指導させたのかどうか知らないですけど、良い写真ばかりですよ、神戸市は。悪い例が、大阪市の千日前とか、他市のを使っている、こっちはもう頭にきたので、もう言わせていただいたんですけど。大阪の人間なので、そういうこともできるだけ、ハレーションを起こさんようにお願いしたい。

事務局： 重々、注意して、そういう写真を使う場合は、特にやっぱり場所が特定されますので、できればイラストみたいなものを使って出していきたいなと思っています。

富田委員： ぜひ、お願いします。以上です。

吉川委員： ほかにございませんか。

恩地委員： 質問ですけど、いいですか。

吉川会長： はい、どうぞ。

恩地委員： 看板は、やっぱり年間有料ですか。

事務局： 広告として、その家主さんというかオーナーの方が、そこに看板を掲出することによって、収入はもちろん得ているところはありますね。もちろん自家用以外の広告なんかは、やはりほとんどがお金をとって、そこに設置されているというのがあります。

恩地委員： 市の許可をとって、市の有償というのはいないですか。

事務局： 許可申請が出てきたときに、審査するときに、その費用はとっております。

恩地委員： そういう費用だけで、年間幾らですよというのはいない。

事務局： それは、もちろんない。

恩地委員： わかりました。民間のものは、それぞれ、その値段は決まっているわけじゃないですね、交渉次第みたいな。

事務局： 場所によってね、やっぱり商業地域ですから、地価はもともと高いと思われるので、それなりにすると思います。一方、結構離れた幹線道路、沿道などの調整区域とかの土地が、多分、こちら中心市街地より安いと思います。

恩地委員： その辺については、市は全く。

事務局： 民の契約でございますので、それは直接。

恩地委員： 介入はされてないということですね。

事務局： しておりません。

吉川会長： ほかにございませんか。
今の話ですけど、例えば、突き出し看板で、壁面から飛び出して公道上に投影する場合は。

事務局： 道路占用許可とかは、もちろん必要です。

小野委員： 枚方宿地区のどこに何々家という看板は、うちのところへ上げさせてもらっているけど、無料です。
だから、お金ばかりもらっていると思われたらいやだなと。

吉川会長： ほかに、それでは加藤委員。

加藤委員： 参考資料のA市から、いろんな比較されている中で、それぞれの特徴であったりは書いてあるのですが、この中で、特にうまくいっているところとか、いまいち、効果を成してないところとか、そのあたりの分析と言いますか、そのあたりを調べられて思ったことと言いますか、気づかれた点とかを教えてください。

事務局： そうですね、各自治体、これはもともと規制基準ではないので、努力基準、目指すべき方向ということで、なかなか効果を把握すること自体がちょっと難しい点もあると思うのです。もともと広告物と景観って、どっちもタイアップしてというか、長いスパンで見ないと効果が見ることができない。ただ、ここのF街、地元協議会というのがありますけど、すごく自主的にやっているのですね、そういうところは、かなり効果が見えていると思いますし、見た目が多分変わっていると思います。あとほかのところ

は、その辺の効果の実態というのは、なかなかちょっとつかみにくいとは思いますが、また担当者へのヒアリングなり、何なりを考えて聞きたいと思います。

加藤委員： そうやって長いスパンで考えるためにも、こういうガイドラインを作成して、長い目で景観をよくしていこうということですね。

事務局： そうですね。

吉川会長： ほかにございませんか。

下村副会長： 資料1を拝見しております、ここに項目整理に基づいて、参考資料1で、各市の評価を挙げていただいているのですが、ちょっとガイドラインですので、どうしようかなといろいろ思うんですけど、実は一番、F街の地元協議会では、ここは大きさを決めているんですね。一般の小売店だとか販売関係のところは、大きくて目立ったほうがよく売れるように思われているところも実はあるので、大きくしたいという業者の方と、小さくしてほしいという私たちと、その辺で、どれくらいのすり合わせができるかっていうのが、ほんとに大事な町並みでは、結構効いてくる内容なんですね。それと色彩、あとは配置とか、特に独立看板なんかで言うと、高くてもっかいやつというのが、どうしても幹線道路沿いには出てくるんですけど、それが無かったって知っている人は来るので、どこまで必要なかっていうところはあるんですけど、実はでっかくやっぱり出したいと。その中でガイドラインだけでやっていこうということが、大きな方向性としては、決まっているんですけど、例えば、景観計画のほうでは、ベースカラーとアクセントカラーとか、そういうような色の見付の面積も決めながら、指導をやっていく中で、建物側はしっかりやろうとしている。屋外広告物の条例があることによって、ある一定の設置の基準があるものの、やはり景観上は、ほんとは最後は色なんですよ。大きさも大事ですけど、私なんかは大きさとか設置位置が大事だと思うんですけど、それから最終的には色をどうしようかということで、業者さんができないと言い張るのは、やっぱりCIとしての自分とこの会社が持っている色があるんですよ。某コンビニも、遠くから見ても柄だけ見たらわかるようなそういう色の割合、でもやっぱり京都とか、平泉の町だとか、あとは六本木ヒルズやとか、ぼちぼち歩いていても、やっぱりどこか良いコンビニさんがいっぱい出てきているわけですよ。大阪の南のほうでは、なかなかそういうことを聞いてくれないんですけど、京都も含めて豊中市さんとか淀川より北の町っていうのは、結構、得してしまっていてね、割と業者さんも、うちは頑

張っているよと言えど守ってくれる。枚方市や淀川よりちょっと南は、微妙なところではあるんですけど。やっぱりちょっと意識立って屋外広告物を出されるような地域、もちろん住宅地も大事ですけど、幹線道路沿いとか、やっぱり大阪と京都を結ぶ大事なところで枚方宿もあるわけですし、やっぱりちょっと頑張っていこうかなと思うと、ガイドラインをうまく使って何㎡以上の面積の広告物というのを一言書くだけで、随分、違ってくると思います。そのかわり作業量もふえます。堺市なんかは面積を決めて、景観のほうのアドバイザーで審査するような、そういう制度も持っていたりしています。ですから、ちょっとそれは労力がかかたりするんですけど。急ぐことはないですけど、少しガイドラインでできる限界性っていうのもありまして、検討の余地はありかなと。今はこれで視覚的に訴えて、こういう町並みを目指しているんだというのはいいことだと思うので、これはこれで結構かと思えますけど、これからのことも考えてどうしていくのかっていうのは、もう一回、どこかで検討していく必要があるかなと思います。それが1点です。

もう一つだけ、地域別の事項と書いてあるところに、幹線道路沿い、河川、東部、枚方宿、駅周辺、住宅、これだけ書けば、ほぼそうなんですか。調整区域が抜けているということですか。

それとも逆に屋外広告物条例のほうで規制があるから良いということになるんですか。

事務局： 広告物って、ある程度、市街地で人目に、通るところじゃないと、もともとニーズがないんで、調整区域のただっ広い農地では、余りそういうニーズがない。ただ、第二京阪沿道には調整区域はあるんですけども。

下村副会長： 第二京阪とか、和歌山でも、ちょっと手伝ったときそうなんですけど、高速道路から結構遠くても、すぐでっかい看板を出される場合もあったりするんですけど、あれは何も載ってこないんですね。

枚方は全部、フードがかかっているんですよ。

事務局： インターをおりるところだけ、ちょっとフードがあいていますが。

下村副会長： ですから、あんまりそういう心配はないということですね。

事務局： 現在もほとんどない、第二京阪沿道は調べましたが、ほとんどそういった大きな看板というのは、現在ないです。

下村副会長： わかりました。厳しい基準値がかかるのであれば、それぞれ道路沿線上と枚方宿のかぶさりぐあいのところとか、住宅地をかぶさったところはきついほうで縛るとか、何かそういうことを決めておかないといけないですけど、少なくともガイドラインだけですので、別にこんな雰囲気ですというふうなことをやっていけばいいわけですよ。きっちりそうした色の基準も面積もあるわけではないので。

事務局： そうですね。

下村副会長： わかりました。

事務局： おっしゃっていただいた枚方宿地区なんかでは、結構、特に今回の条例改正で、色彩基準で設けたりとか、ここをパイロット地区的に、いろいろ制限とかをやるので、それを行く行くは、ほかの地域とかでもそれを生かしながら、今後、きちっと制限をかけていきたいなどは。

下村副会長： それを行くまでの前段として、ガイドラインできちっと、ちょっと早目に手を打っておかないといけないことが出てくれば、また地域ごとに考えていく必要もあろうかと思えますけど、まずはしっかり、こういうイメージだという話をお伝えして、屋外広告物条例と、あと景観で出てきた場合に、屋外広告物もしっかり、指導に入れていくとか、うまく戦略的に持っていかないとガイドラインだけでは、守っていただけないところも出てくるかと思えますので、うまく1個、1個、指導していけるというふうなところもちょっと大事になってくるんじゃないかなと思ったりします。

事務局： はい。

下村副会長： すみません、長くなってしまいました。

吉川会長： いえいえ。今、下村先生がおっしゃった始めのほうの話は、ガイドラインであっても、実はガイドラインの構成の表の下のところ、一部定量的基準を示すものもありますが、主に定性的な基準の内容を示しますって書いてしまうのは、私自身も、あえてこんなものは書かんでもいいのではないかなとは思いますが。

事務局： そうですね。

吉川会長： 今、おっしゃったように、他市の、先ほどの全市共通の事項というところ

ろで、色彩とか統一感とか、これは基本的には、先ほど下村先生がおっしゃったような色彩の基準がないと、実は統一感も出てこないし、大きさも一定の大きさという型がはまってないと統一感はないわけです。だから条例を改正したときも、より基準を明確にしていくというのが、今のところ、まだできないというような話で推移してきたと思いますので、いずれはガイドラインであっても、ある種の基準は示さないといけないのではないかと思います。

事務局： はい。

吉川会長： ここに出てきているポンチ絵であっても、例えば、先ほど説明であった4ページのほうの屋外広告物の掲出の仕方が出ていますよね。

事務局： はい。

吉川会長： 今は、T-SITEの反対側で、こっち側のサンプラザのほうを見たら、壁面の屋内広告物になるのでしょうか、ガラス面に目いっぱい文字が張られていますよね。そうすると、やはりある意味で、そういうものの大きさも視野に置いとかないといけないのではないかなという気がします。これから、だからおまとめになられるについて、全て定性的にやりますよだけではなくて、今、下村先生がおっしゃったように、どこかで基準がはまるような考え方があってしかるべきかとは思っています。

今、先生のコメントを聞きながら見ていたのですが、参考1の資料のほうで、C市とD県はデジタルサイネージが上がっているので、多分これは新しくガイドラインを作成されたところかなという気がします。ですから、我々のところのデジタルサイネージについても、こういうところをよく見て参考にしていけないといけないのかなと。やっぱり、景観法が成立して以降、この10年ぐらいの間に、どんどんこういうのが新しくなってきていますので、せっかく我々のほうもガイドラインをつくるのであれば、あんまり古いやつに乗らないほうがいいのではないかという気がします。余計なことをつけ加えてしまいました。

ほかにありませんでしょうか。

あと、もう一つ質問ですが、この景観形成の手引、これは景観側のガイドラインが掲載されているということなのですが、資料1のガイドラインの構成って、これの目次構成が書かれているような気もせんでもないのです。基本的には、この構成に従って、まとめていったものが、冊子として提出されるということなのですが、全市をカバーされるものと、地域別にカバーされるものとあります。実は、デジタルサイネージなんて、今、景

観条例のほうでは枚方宿地区だけにかかわっていたり、色彩地域基準のシビアなものも枚方宿だけにかかわっていたりします。最後の屋外広告物の事項というものが全てに重なるわけではないので、縦と横というものの仕分けがきちっとできてないと、事業者の方々も自分とかがどれに該当するのかっていうことが起こります。もうちょっと明確になる可能性があるかなと思いますので、ちょっとそここのところに気をつけていただきたいと思います。

事務局： はい。

下村副会長： ガイドラインを設置された後、実際の運用は、業者はこれを見て屋外広告物をつくっていただく業者さんをお願いして、自分で設置されて、別に届けは要らないのですか。屋外広告物法でオーケーが出ていれば、景観のほうに対して何か意見を言うのってかかっていう機会は全くないという理解でいいですかね。このガイドラインは、景観を損なわないぐらいの設置位置や大きさや、周りの色彩環境を著しく損なわないようにしてください、何かそんなことを書くような気がするんですよ。街道沿いにポンチ絵が描いてあって、屋外広告物が描いてあって、これを白黒にするのか、色塗るのか、ちょっと難しいですけど、何かそういうイメージがどうしても出てくるんですけど、これを見てもらって、ご担当課でチェックするとか、それに対して意見を言う場面は、特に景観のほうではお持ちじゃないということですかね。

事務局： もちろん、景観の届出がある部分につきましては、当然、出てきたときに協議しますし。

下村副会長： そうですね。敷地の場面で出てくるときだけですよね。

事務局： はい。あとは看板、これからいろんな事業者の方へ広く、ガイドラインをつくりましたっていう周知をしていく中で、できるだけ協力を求め、もし看板を、そういう作業されるのであれば、こういう形でお願いしたいですというように周知、啓発というので広めていこうとは思っています。

下村副会長： わかりました。ちょっとどうしても、やはりこういうビジュアルな、アウトプットが少しでもあると意見は言いやすいんですけど。

事務局： そうですね、すみません。

下村副会長： やっぱこの項目だけで、大体、頭の中で想定して、ガイドラインの項目、これだけでいけますかねと聞かれると、何かいけているような気がしますしね、まだちょっと足りない気もするわけで、ひょっとしたら、もう一回、次にポンチ絵みたいなのが出てきたときに。

吉川会長： そうですね、中間報告のところでも、何か基本的な描写というかビジュアルを。

下村副会長： そのときに、もう一回、項目まで戻ってもいいというのにはしていただくと、後戻りは多いですけど、やっぱり項目だけではちょっと意見が言いにくいところもありまして。

事務局： そうですね、次回の審議会でご提示させていただいて、その中で意見を出していただく、また、もちろんそこから、当然、修正なり内容の観点を少し変えるのであれば、もちろん、まだ期間的にも多分、行けると思いません。

下村副会長： そうですか。

事務局： はい。

下村副会長： そうしていただかないと、今日はここの項目はフィックスされて、この項目に基づいてとなって、大体の会議の進め方だと思うんですけどね。でないと、もう一回、戻って、戻ってとなってくると、今度はいつまでたっても決まらないっていうのがよくわかっているつもりですけど、今回に限っては、ちょっとこの項目だけを決められて、この項目だけでポンチ絵が出てきた段階で、ちょっと心配ですので、もう一回、戻っていいというふうな、今、ご意見をいただいたので、ありがたいですけど。

吉川会長： 景観条例と屋外広告物条例は、皆さん、イメージはお持ちだと思いますが、それと、その中身、さっきも言ったように、具体的な屋外広告物、例えば、住宅街で、店のコマーシャルみたいなやつは絶対出てこないわけですけど、当然、一般的なものは電信柱に引っついていたりなどはあり得るわけで、そういうものの仕分けが、もう一つはっきり見えてこない。この参考1の表を見ていると、まあまあ項目はそれなりに上げられているかなというようなイメージがするのですが、これが果たして、枚方市に適合しているかどうかという、まだよくわからないということ。

下村先生、もうよろしいですか。言うことあったら、ぜひ言っといてい

ただきたい。

下村副会長： まず、ガイドラインをつくっても、先ほど申し上げたように、もうちょっと深く行くのかどうかというのは、もうちょっと議論していただいて。屋外広告物を景観上、重要だということで、こうやって景観のことでガイドラインをつくられるということは非常にいいことだと思いますので、やっぱり景観のほうも屋外広告物を放っておかないよという意思表示としては非常に大事なことだと思っていますので、ぜひ頑張っておやっていただけたらというぐらいしか言えませんがね。

事務局： はい。

吉川会長： 先ほどの話にありました、実際の運用という話がありますから、シビアにしたって、実は取り締りができないのであれば何の意味もないわけで、その辺のところも、現実的に、この前も調べてみたら、適合しているほうが少ないよという話も出ているわけで、そうなってくれば、実際に市のほうの担当課でできる作業としては、どの程度のことかっていうことも考えた上で、そのうちじわりじわり広げていくというスタンスにしないといけないのかなという気はします。

事務局： はい。

吉川会長： だけど、それをずっと待っていたのでは景観はよくなるわけですね。

事務局： はい。

吉川会長： もう意見は出尽くしましたでしょうか。
それでは、特にご意見等もないようですので、事務局提案の方針大項目と、もちろん委員の皆様方のご意見、特に、副会長からいろいろご注文がつかれましたが、そういうものに沿って、今後進めていただきたいと思えます。ということでよろしゅうございますか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： それでは、異議なしということで認めさせていただきます。
それでは事務局は、今後の検討を、この方針に従って進めていただいて、7月の中間のときに、必ずビジュアルな形でお示しいただくというこ

とでお願いいたします。

3 その他

吉川会長： それでは次に、その他として、事務局から報告があるようですので、説明をお願いいたします。

事務局： 3のその他でございますけども、枚方市屋外広告物条例及び枚方市景観計画の変更について、ご報告いたします。恐れ入りますが、先ほどの資料2、スケジュールのところを、再度、ご覧いただきたいと思っております。

表の中段の屋外広告物条例改正につきましては、昨年11月の本審議会よりの答申を受け、12月の議会で可決をいただき、条例の公布を行っております。

また、今後の予定としましては、改正屋外広告物条例による区域指定の公告を今月末に行い、4月1日に移行に伴う許可や罰則等の経過措置について、一部施行いたします。その後、新たな規制基準等についての全面施行を10月1日に行います。

次に、表の下段の景観計画変更につきましては、本年1月に変更告示を行っております。

今後の予定としましては、改正屋外広告物条例の全面施行に合わせ、10月1日より施行いたします。

報告は以上でございます。

吉川会長： ただいま説明のありました内容、スケジュール等についてですが、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

北村委員： 周知、これ10月ですけども、私らは協会なんですけども、ちょっと事前に教えていただければ、また皆に周知したいなと思っておりますので。

事務局： そうですね、内容も含めて、全面施行までには、周知、啓発は行ってきたいと思っています。

北村委員： よろしく申し上げます。

吉川会長： ほかに、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。
それでは、その他、事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局： ございません。

4 閉 会

吉川会長： それでは最後に、都市整備推進室の太田室長より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

太田室長： それでは閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、年度末の大変多忙な中、ご意見をいただきましてありがとうございますございました。

さて、本日の審議会では、来年度10月の屋外広告物条例の全面施行に向けまして、残りの課題となっております屋外広告物のガイドラインの作成に当たりまして、表示面積などの検討項目の追加であるとか、他市事例の効果検証、あるいはガイドラインとアドバイザー制度などとの連携等々、多くのご意見をいただきました。さらに検討を進め、内容を具体化させてまいります。

そして、新年度の第1回景観審議会では、より望ましい屋外広告物の形成に向けまして、条例の適正な運用とガイドラインの活用による実効性のある対策づくりに向け、活発にご議論いただきますようお願い申し上げます。

最後に、私ごとで恐縮ではございますが、この3月末で定年退職を迎えることとなりました。平成25年4月に着任以来、枚方市都市景観基本計画の改定、また、中核市として、景観法に基づく景観計画、景観条例の制定、そして、独自の屋外広告物条例の制定まで携わることができました。このことは先生方のお考えを辛うじて理解できたにすぎないわけですが、大変ありがたく貴重な経験でございました。これも吉川会長を始めまして、本審議会の皆様のご協力とご支援のたまものと思っております。本当にありがとうございました。

今後も都市整備推進室をよろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

吉川会長： 戸野谷部長、太田室長、どうもありがとうございました。春からもおられると思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、1時間ぴったりで終わらせていただきます。

これをもちまして、平成27年度第4回景観審議会を閉会させていただきます。

次回の審議会は、先ほどもスケジュール等でお示ししておりますとお

り、7月ごろに開催という運びになると思っております。
どうも本日は、ありがとうございました。